

# 「部活動の指導について」の改訂について

7月定例教育委員会 資料1  
平成30年(2018年)7月17日(火)  
教育委員会事務局高校教育課・幼小中教育課・保健体育課

## I 改訂理由

本県では、「運動部活動の指導について(平成14年1月)」を策定し、運動部活動を通して生徒の自主性の育成や個性の伸長を図る中で、安全を確保するために必要な事項や保護者への説明責任についてなど、運動部活動の適切なあり方を示してきた。

今般、「学校における働き方改革取組方針(平成30年1月)」を県教育委員会が策定し、さらに国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」が策定されたことを受け、改めて文化部活動も併せた部活動の適切なあり方を示すため、「部活動の指導について」として改訂する。

## II 改訂のポイント

### 1 国のガイドラインへの対応

- 「部活動のあり方に関する方針」策定
- 部活動の休養日の設定
- 部活動の活動時間の設定

### 2 部活動の適切なあり方を示す

- 運動部活動だけでなく文化部活動も併せて適切なあり方を示した。
- 学校教育の一環として教育課程との関連を図り合理的で効率的・効果的に取り組めるよう示した。
- 怪我や事故の対応、体罰防止等について示した。

## III 「部活動の指導について」の概要

### 第1部 部活動のあり方についての方針

- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」に則り、「部活動のあり方についての方針」(以下、「本方針」という。)を県の方針として策定する。
- ・中学校の部活動を主な対象とし、部活動が地域、学校、競技・部門・種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ・高等学校の部活動についても、各学校において多様な教育が行われている点に留意しつつ、本方針を原則として適用する。

#### 1 部活動の意義

- ・学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切です。
- ・好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。

#### 2 適切な運営のための体制整備

- ・市町教育委員会は、「学校に係る部活動の方針」を策定する。
- ・校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ・市町教育委員会および校長は、休養日および活動時間を設定し明記する。
- ・校長は、活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ・県教育委員会および市町教育委員会は、顧問等を対象とする研修等の取組を行う。
- ・部活動指導員の任用・配置にあたっては、適切な指導を行うために研修を行う。
- ・市町教育委員会は、実態等を踏まえ、部活動指導員や外部指導者の配置を進める。

#### 3 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- ・校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置について考慮する。
- ・市町教育委員会は、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

#### 4 地域との連携等

- ・市町教育委員会および校長は、地域団体との連携に努め、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、環境整備を進める。
- ・市町教育委員会は、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、学校施設の開放を推進する。

#### 5 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等の見直し

- ・滋賀県中学校体育連盟および市町教育委員会は、各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を定めるよう努める。
- ・校長は、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するよう努める。

### 第2部 部活動の運営と管理

#### 第1章 部活動の運営

##### 1 部の設置

- ・部活動は、学校経営方針等にもとづき、学校運営上必要があると認められる場合に設置されるものであり、生徒・指導者に関する条件や環境に関する条件などを考慮する。

##### 2 顧問の役割

- ・部活動での指導の充実のためには、顧問の役割が重要です。

##### 3 目標の設定

- ・学校教育目標や活動方針を十分に理解し、生徒とともに設定する。

##### 4 効果的な活動メニュー

- ・健康管理、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・過度の活動が必ずしも体力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養を適切に取り生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことが大切です。
- ・科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導に努める。
- ・目標や課題を意識し、活動時間等を考慮しながら効率的・効果的な活動計画を作成する。
- ・生徒の体力や技能に応じ、過重負担にならないよう家庭学習時間、ゆとりある生活時間の確保に努める。

##### 5 活動時間・休養日

- ・活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

	中学校	高等学校
活動時間	・平日は概ね2時間以内、土曜日・日曜日(以下、「週休日」とする。)および学校の休業日は概ね3時間以内とする	・平日は概ね3時間以内、週休日および学校の休業日は概ね4時間以内とする。
休養日	・週2日(平日1日と週休日1日)以上を休養日とする。	・週1日以上。それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。
	・大会等の日程の関係で、予定をしていた週休日等の休養日に活動をする場合は、その前後2週間の内に休養日を設定する。	
・朝練習は原則行わない。		
・高等学校においては、部活動の競技・部門・種目等の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合その取扱いは各学校で判断する。		

#### 6 校外活動(合宿・遠征等学校を離れての活動)

- ・校外活動においては、怪我や事故の防止に努め、無理のない計画を立てる。
- ・引率は、教員または部活動指導員が行う。
- ・緊急時等やむを得ない場合を除いて、顧問の私有車に生徒を同乗させない。
- ・旅客運送の許可を得ていないバス(いわゆる白ナンバーバス)を利用しない。

#### 7 部費等

- ・適切な会計処理をすることが必要です。

#### 8 保護者および地域との連携

- ・保護者への活動計画・報告や行事等の連絡を適宜行う。
- ・地域の行事等へ参加するなど地域との連携を図る。

#### 9 部活動指導員や外部指導者の活用

- ・必要に応じて部活動指導員や外部指導者に協力を求める。部活動指導員や外部指導者は、資格や一定の指導実績を有する、または相当の指導力を有すると認められ、教育方針や目標、活動状況等の理解が得られる者であり、その活用にあたっては教職員が共通理解を図っておくことが必要です。
- ・部活動の実技指導、大会等の引率等を行う学校の職員として、校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。
- ・外部指導者を配置する場合は、顧問の監督下で指導にあたらせる。
- ・外部指導者に任せきりにするのではなく、活動内容等について顧問と連携を密にする。

#### 10 適切な運営

- ・生徒が積極的かつ継続的に部活動へ参加するためには、生徒一人ひとりが意欲的に取り組めるような運営が大切です。
- ・顧問と生徒、あるいは生徒相互の好ましい人間関係を育成することは、部活動を運営する上で大変重要です。
- ・部活動と学習の両立について、生徒の実態を踏まえた上で活動を計画し、学習時間の確保に努めることが大切です。
- ・入部や転・退部についても、生徒側に立った視点で適切に対応することが大切です。

#### 11 体罰の防止

- ・「懲戒」として「体罰」を行うことは、法律で明確に禁止されている。
- ・生徒に非違行為がない部活動でのプレーミスなどは、そもそも「懲戒」の対象とならない。このような部活動の指導中に行われる有形力(目に見える物理的な力)の行使は、「暴行・傷害」行為に当たる。
- ・校長、顧問その他の学校関係者は、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。
- ・保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を得る。

### 第2章 部活動の管理

- ・怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を実現するため、救急処置の明確化、関係者への連絡体制の確立など、計画段階から十分に安全対策を講じておくことが重要です。

#### 1 生徒の健康管理

- ・生徒の心身の健康を把握する。
- ・家庭(保護者)、学級担任、養護教諭等との情報交換を行うなど、連携を密にする。

#### 2 生徒への安全指導

- ・生徒自身が積極的に自分や他人の安全を守れる態度や能力を養うとともに、望ましい人間関係の育成に留意することが重要です。

#### 3 活動の管理および指導

- ・顧問は、生徒の活動場所で指導を行う。
- ・生徒だけで部活動が行われることがないよう、日頃から指導・管理を徹底する。

#### 4 下校指導と施設・用具の管理

- ・適切に下校指導を行うとともに、日頃から活動場所や施設等の管理を適切に行うことが必要です。

#### 5 緊急時の対応

- ・生徒の怪我や事故に対し、迅速かつ適切な治療へとつなげるためには、顧問間の連携だけでなく、生徒自らが適切に対応できるよう指導する。

#### 6 部活動を支える体制づくり

- ・顧問の資質の向上と安心して指導できる体制づくりが大切です。

#### 7 事故防止

- ・安全を最優先し、事故防止には万全を期し、生徒自身が危険を予見し、回避する能力と態度を身に付けるよう指導することも大切です。